○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成二十六 年金融庁告示第七号)

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

(注) 令和三年三月三十一日公表の改正案適用後のもの。

Н	4	具		ENC1		(別紙樹	
現金預け金	オン・バランスシートの資産			ENC1:担保資産の状況		(別紙様式第二号)	
	の資産	担保に供され 担保に供され ている資産の ていない資産 額 の額		児		[(第	改 正
		担保に供され 担保に供され ている資産の ていない資産 額 の額	П			(第一面) ~ (第三	後
		中	>		(第三十六面) (単位:百万円)	(第三十五面) 略]	
						(別紙様式第二号)	
							改
						[(第一面)	正
					[面を加える。]	~(第三十五面)	前(注)
					% % 	同左]	

3 有価証券 4 貸出金 4 貸出金 カフ・バランスシー 計券化エクス 二ジャー この面において複 本比率告示及び特核	2 特定取引資産
(pull ·	
5 ・・・・・・ 合計 オフ・バランスシート ボフ・バランスシート 正券化エクスポ ージャー この面において使用 本比率告示及び持株自	
合計 オフ・バランスシート ボク・バランスシート 証券化エクスポ 一ジャー この面において使用 本比率告示及び持株自	ა
オフ・バランスシート 証券化エクスポ ージャー (注) この面において使用 本比率告示及び持株自	
証券化エクスポージャー(注)本比率告示及び持株自	オフ・バ
(注) この面において使用 本比率告示及び持株自	
本比率告示及び持株自	(注)
	本比率告

よるものとする。

a この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づく

オン・バランスシートの資産及びオフ・バランスシートの資産である証券化エクスポージャーを対象として計数を記載するこ

0

- b 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じて項を追加・削除すること。
- イ欄には、法令、規則、契約その他の制約(市場流動性に関する制約を除く。)により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- 「合計」の項へ欄には、自己資本比率規制上の連結範囲に基づくオン・バランスシートの総資産の額を記載すること。
- この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合には、「一」を記載すること。
- 、この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、 当該単位未満の端数は切り捨てること。

(別紙様式第四号)

(第一面) ~ (第二十八面) 略]

(第二十九面)

(単位:百万円)

(別紙様式第四号)

(第一面) ~ (第二十八面) 同左] [面を加える。]

	4	ΟΊ	4	ω	22	1	4	項番
証券化エクスポージャー	オフ・バランスシートの資産	•	貸出金	有価証券	特定取引資産	現金預け金	オン・バランスシートの資産	
	への資産						、の資産	担保に供され ている資産の 額
								担保に供され ていない資産 の額
								♪ 計

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示及び持株自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- この面においては、自己資本比率規制上の連結範囲に基づくオン・バランスシートの資産及びオフ・バランスシートの資産である証券化エクスポージャーを対象として計数を記載すること。
- 項番1から項番4までは例示であり、各金融機関は必要に応じ て項を追加・削除すること。
- イ欄には、法令、規則、契約その他の制約(市場流動性に関する制約を除く。)により、各金融機関が流動化、売却、移転、譲渡を行うことが禁じられている又は制限されている資産の額を記載すること。
- d 「合計」の項へ欄には、自己資本比率規制上の連結範囲に基づくオン・バランスシートの総資産の額を記載すること。
- には、「一」を記載すること。 f この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当

この面に定める項目につき自金融機関で該当する額がない場合

備考 表中の [] の記載は注記である。

該単位未満の端数は切り捨てること。